

(意見書案第 32 号)

精神障がい者に対する重度心身障がい者医療費助成の一層の拡充を求める意見書

地域で暮らす精神障がい者が多くなり、安心して生活するためには所得の保障が求められている。北海道の重度心身障がい者医療費助成制度は、平成 20 年から精神障害者保健福祉手帳 1 級の通院を助成対象としてきたが、働くことが難しく、所得の低い者にとっては十分ではない。

精神障がい者は定期的な精神科の通院と服薬の継続が必要だが、北海道は病院が偏在しており、また十分な運賃割引制度がないことから、精神科の通院だけでも多額の交通費が必要となる。さらに精神科受診の窓口負担に加え、長年の服薬や加齢から精神科以外の病気を患う者が多く、内科や整形外科、歯科などの他科を受診する者も数多い状況である。

収入の少ない精神障がい者は高齢の親と同居し、物心とも親に依拠して生活せざるを得ない者が多く、多額の医療費負担の軽減は当事者だけでなく、家族にとっても大きな救済になるものである。障がいの苦しきだけでなく、多額の医療費負担に苦しむ精神障がい者のために、早急な救済が求められている。

よって、北海道においては、下記の事項について実施するよう強く要望する。

記

- 1 身体・知的障がい者と差別することなく、北海道の事業である重度心身障がい者医療費助成を精神障害者保健福祉手帳の 1 級の入院及び 2 級の通院・入院まで拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 15 日

釧路市議会

北海道知事 宛